

国立天文台学術情報リポジトリ運用指針

令和8年2月20日

台長決定

(趣旨)

- 第1 本指針は、国立天文台オープンアクセス基本方針（令和8年2月20日台長決定）第5条に基づき、国立天文台学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を構築・運用するために必要な事項を定める。
- 2 リポジトリの名称は、「天文書庫」とする。

(定義)

- 第2 本指針においてリポジトリとは、国立天文台（以下「天文台」という。）における研究活動等の成果物（以下「成果物」という。）を電子的形態により収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて天文台内外に無償で発信・提供するための電子アーカイブシステムをいう。

(管理・運用)

- 第3 リポジトリの管理・運用に関する実務は、天文情報センター（以下「実務担当者」という。）が行うものとする。
- 2 リポジトリの整備・拡張については、研究力強化戦略室が支援するものとする。

(登録者)

- 第4 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。
- (1) 天文台に在籍又は在籍したことがある教職員。
 - (2) 上記(1)に掲げる者を除く、第5(1)又は(3)に掲げる成果物の著作者。
 - (3) 天文台研究教育職員の指導の下に研究活動を行っている又は行ったことがある学生。
 - (4) 国立天文台受入研究員取扱要項（平成26年4月15日台長決定）第2条各号（第五号を除く。）に定める受入研究員、又はそれらであった者。
 - (5) その他、天文台が適当と認めた者。

(登録対象)

第5 リポジトリに登録することができる成果物は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表1に掲げる、天文台において作成・公表された刊行物、報告書等。
- (2) 第4に規定する登録者が学術雑誌等の学術的出版物、学術的会合などにおいて公表したもの。
- (3) 次に掲げる要件をすべて満たすもの。
 - ① 天文台における研究活動（共同研究を含む）又は教育・広報等の事業活動により生産されたもの。
 - ② 登録者が単独又は他と共同で作成したもの。
 - ③ 知的財産権に係る法令、自然科学研究機構及び天文台の規程等が遵守されていること。
 - ④ 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
 - ア 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項
 - イ 情報セキュリティに関する事項
 - ウ 守秘義務に関する事項
 - ⑤ その他、公開することについて問題が生じないもの。

(公開)

第6 登録された成果物の公開は、登録者が希望する公開の範囲を尊重し、著作権の所在やポリシー等の権利関係、その他当該成果の公開に係る関係法令等を実務担当者が調査し、第5の要件を満たしているか確認したうえで、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 公開に支障がない場合

登録された成果物の本体（原則として PDF 等の電子ファイル）及びメタデータ（論文等のタイトル、著者名、掲載誌名、抄録、出版・公表日等）を公開する。その際、登録者からの申し出や著作権者のポリシーにより、公開の範囲を限定し、あるいは公開開始を一定期間保留することができる。

(2) 公開に支障がある場合

登録者に、理由を付してその旨を通知する。

(3) 本リポジトリ以外で公開されている場合

オープンアクセス出版及び他機関のリポジトリ等で公開されているコンテンツについては、成果物の本体を省略し、メタデータのみを登録することができる。

(改訂版の登録)

第7 登録者は、リポジトリに登録された成果物について、改訂版の登録を求めることができる。旧版は、登録者と実務担当者が協議のうえ扱いを定めることができる。

(削除・非公開化)

第8 天文台は、リポジトリに登録された成果物が次のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を削除、又は非公開とする。

- (1) 当該成果物の登録者又は著作権者から、理由を付して削除・非公開の申請があり、天文台がそれを認めた場合。
- (2) 成果物を公開することにより、他者に帰属する著作権等を侵害することになる、公序良俗に反する、若しくは不正行為など研究倫理上の問題が生じることが判明した場合、又は社会的に著しく不適切な内容を含むと天文台が判断した場合。

(著作権)

第9 成果物の著作権は、リポジトリ登録後も著作権者が保持する。

(免責事項)

第10 リポジトリに登録された成果物の内容に関する責任は、登録者がすべて負うものとする。

- 2 天文台は、当該成果物の登録・公開・利用に際して生じた損害・不利益について、その責任を負わない。

(その他)

第11 本指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本指針は、令和8年2月20日から施行する。

別表1：

	刊行物等の名称
①	国立天文台年次報告
②	Annual Report of the National Astronomical Observatory of Japan
③	国立天文台報

④	Publications of the National Astronomical Observatory of Japan (国立天文台欧文報告)
⑤	国立天文台ニュース
⑥	曆象年表
⑦	国立天文台外部評価報告書